

西秋川衛生組合一般廃棄物処理基本計画
【概要版】

令和5年3月

西秋川衛生組合

計画の基本的事項

◆ 計画改定の趣旨

西秋川衛生組合（以下、「本組合」という。）では、平成30年3月に一般廃棄物処理基本計画（以下「前計画」という。）を策定し、住民や事業者、あきる野市、日の出町、檜原村、奥多摩町（以下「構成市町村」という。）とともに、3Rの推進、適正な処理・処分を進めてきました。

一方、生活排水処理においては、秋川衛生組合の解散に伴い平成27年4月から本組合において事務を承継しています。し尿を処理するだけでなく、発生した汚泥を奥多摩町特定環境保全公共下水道終末処理場の余剰汚泥とともに、平成31年3月から稼働した汚泥再生処理センターで資源化しています。

国では、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第19号。以下「食品ロス削減推進法」という。）が令和元年10月に施行され、国や自治体、企業、消費者が食品ロスの削減に取り組んでいます。また、プラスチックの資源循環を総合的に推進するため「プラスチック資源循環戦略」が令和元年5月に策定され、令和4年4月には、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和3年法律第60号。以下「プラスチック資源循環促進法」という。）が施行され、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題等の解決を図ろうとしています。近年では、令和2年以降は、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス」という。）の拡大に伴い、新しい生活様式が定着し、ごみの排出量に変化が生じました。

このように、計画策定の前提となっている諸条件が変動していることから、これまでの廃棄物施策に関する評価を行うとともに、前計画の見直しを行うこととしました。

◆ 計画期間/点検、評価及び見直し

本計画の計画目標年度を令和14(2032)年度とします。また、前計画の中間目標年度が令和7(2025)年度であったことから、中間目標年度を令和7年度とします。

なお、今後の社会情勢の変化と関連計画の進捗状況に対応し、概ね5年ごと又は本計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、見直しを行うものとします。

年度	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	令和13 (2031)	令和14 (2032)
内容・計画期間	計画策定			中間目標年度		見直し（予定）					計画目標年度

図 1 計画期間と計画目標年度

ごみ処理の現状と課題

◆ 排出量の実績

総排出量

本圏域の総排出量は、令和3年度が過去5年間で最も減少しました。種類別では、過去5年間で可燃ごみや資源は減少していますが、不燃ごみ、粗大ごみは増加しています。

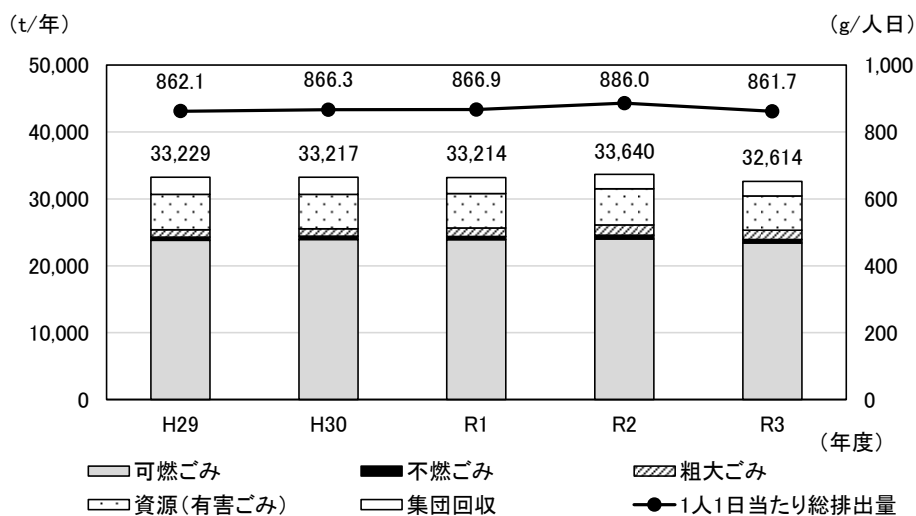


図2 本圏域のごみ排出量の実績

令和3年度の構成市町村ごとの排出割合は、あきる野市が75.8%を占めており、日の出町が16.3%、奥多摩町が5.5%、檜原村が2.5%となっています。

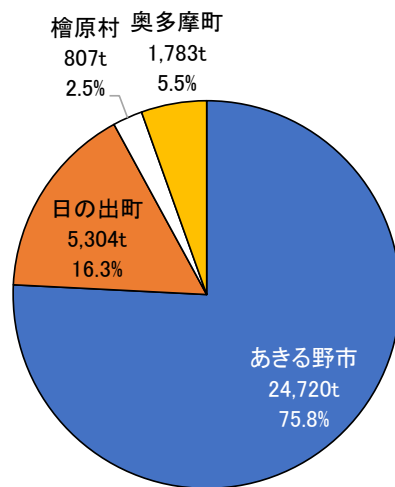


図3 構成市町村ごとの排出割合（令和3年度）

◆ 処理・処分の実績

熱回収施設への搬入量

収集・運搬された可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみは、組合の高尾清掃センターに搬入しています。熱回収施設への搬入量（不燃・粗大ごみ処理設備を含む）の実績を表1に示します。

搬入量は平成29年度から令和3年度まで横ばいで推移しています。

表1 熱回収施設への搬入量（不燃・粗大ごみ処理設備を含む）の実績

	H29	H30	R1	R2	R3
熱回収施設搬入量 (不燃・粗大ごみ処理設備 含む) t/年	28,020	28,342	28,391	28,792	27,562
可燃ごみ t/年	23,804	23,937	23,901	23,995	23,415
不燃ごみ t/年	470	490	508	599	516
粗大ごみ t/年	1,125	1,103	1,247	1,525	1,390
処理残渣 t/年	184	186	201	239	221
掘り起こしごみ t/年	2,437	2,562	2,436	2,312	1,934
助燃剤※ t/年	-	64	98	98	86
災害ごみ t/年	0	0	0	24	0

※助燃剤:汚泥再生処理センターで発生した汚泥を、脱水機により含水率70%以下に脱水し、助燃剤として有効利用しています。なお、熱回収施設が稼働する平成30年10月以前は、民間業者に処理を委託していました。

また、熱回収施設（不燃・粗大ごみ処理設備を含む）からの搬出物の実績を表2に示します。

表2 熱回収施設からの搬出物の実績

	H29	H30	R1	R2	R3
搬出物 t/年	3,885	4,511	4,948	5,080	4,401
焼却残渣(飛灰) t/年	1,321	1,316	1,467	1,453	1,347
スラグ t/年	1,700	2,516	2,781	2,796	2,236
アルミ類 t/年	26	41	61	57	50
ミックスメタル t/年	0	32	10	0	0
鉄 t/年	365	356	384	348	292
鉄(不燃・粗大) t/年	208	229	232	273	253
非鉄 t/年	13	10	13	14	12
破碎不適物 t/年	252	11	0	139	211

リサイクル施設への搬入量

リサイクル施設への搬入量は平成 29 年度から令和 3 年度まで横ばいで推移しています。

表 3 リサイクル施設への搬入量の実績

		H29	H30	R1	R2	R3	
リサイクル施設搬入量	t/年	5,286	5,155	5,125	5,386	5,106	
搬出物	処理残渣	t/年	184	186	201	239	221
	資源物	t/年	4,972	4,874	4,729	4,887	4,746
	選別有害物	t/年	43	46	45	46	48

資源化量と資源化率

資源化率は令和元年度に 32.2%となりましたが、令和 2 年度以降は減少しています。

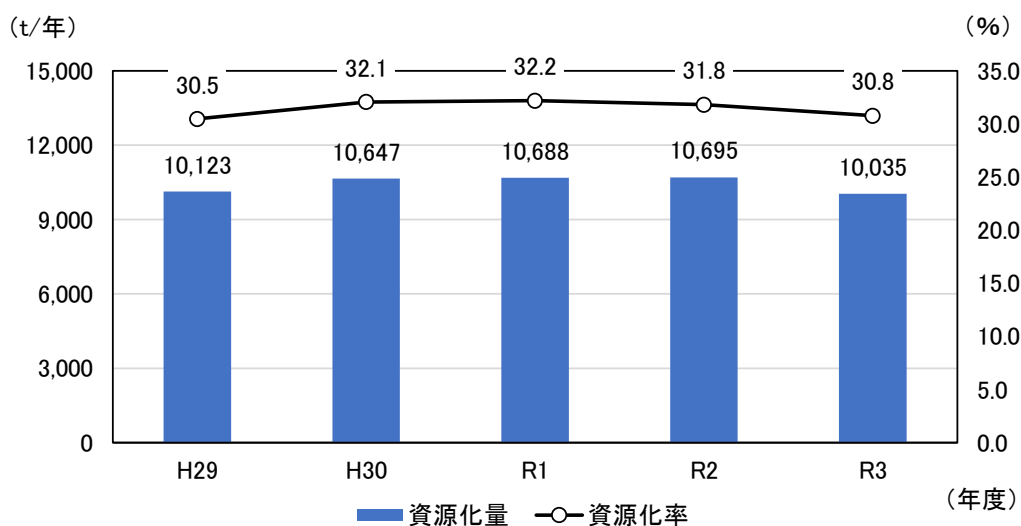


図 4 資源化量と資源化率の実績

最終処分

最終処分量は令和元年度以降、減少しています。

表 4 最終処分量の実績

		H29	H30	R1	R2	R3
埋立量	t/年	1,321	1,316	1,467	1,453	1,347
焼却残渣(飛灰)	t/年	1,321	1,316	1,467	1,453	1,347

ごみ処理基本計画

◆ 基本理念と基本方針

本計画におけるごみ処理に関する目指すべき姿及び基本方針は、前計画で定めたとおりとし、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、住民・事業者・行政の三者の協働による3Rの推進により、環境負荷の少ない資源循環型社会システムの構築を目指します。

『環境負荷の少ない資源循環型社会システムの構築』

基本方針Ⅰ：

循環型社会形成の推進



具体的な方策・施策を定め、適正処理の徹底及び再資源化量の増加を目指します。

減量化・再使用：構成市町村と連携した、啓発活動を行います。

再資源化：ごみの分別収集の徹底を図り、資源化と併せて、再生品等の積極的な利用に努めます。

余熱利用：中間処理施設における余熱の利用に努めます。

基本方針Ⅱ：

適正処理・処分の推進



中間処理及び最終処分は、安定安心で環境負荷の少ない処理・処分を行います。

○中間処理施設の計画と維持管理

資源化できないごみを適正に処理し、環境保全を図るため、長期的に安定した処理性能を維持できる施設計画を行うとともに、費用対効果の高い適正な維持管理方法の検討を行います。

○最終処分容量の確保

ごみの減量化・減容化を行うことにより最終処分場の負荷軽減を図ります。

基本方針Ⅲ：

生活環境・自然環境の確保



構成市町村が行うごみの収集・運搬と一体となって適正な中間処理及び適正な最終処分を行うことで安定した生活環境の確保と自然環境の保全に努めます。

◆ 目標値の設定

◆ 中間目標年度（令和7年度）における目標値

- ・ 1人1日当たり総排出量（資源除く）：令和3年度比で約81g/人日削減
- ・ 資源化率：34%
- ・ 最終処分量：令和3年度比で約341t/年削減

◆ 計画目標年度（令和14年度）における目標値

- ・ 1人1日当たり総排出量（資源除く）：令和3年度比で約104g/人日削減
- ・ 資源化率：35%
- ・ 最終処分量：令和3年度比で約425t/年削減

表5 目標値の設定

	令和3年度 実績	令和7年度 中間目標年度	令和14年度 目標年度
1人1日当たり排出量 (資源除く)	669.0 g/人日	587.7 g/人日 (約81 g削減)	565.1 g/人日 (約104 g削減)
資源化率	30.8%	34.2%	34.8%
最終処分量	1,347 t/年	1,006 t/年 (341 t削減)	922 t/年 (425 t削減)

循環型社会の形成



① 食品ロスの削減

日本では、本来食べられるのに廃棄されているもの、いわゆる「食品ロス」の排出量は、約 600 万 t（平成 30 年度農林水産省推計）と推計されています。

令和元年 10 月に「食品ロス削減推進法」が施行され、東京都でも食品ロス削減推進法に基づく「東京都食品ロス削減推進計画」を令和 3 年 3 月に策定しています。

本組合で焼却している可燃ごみ中の生ごみ類の割合は 16%程度（乾燥重量ベース）ですが、生ごみ類は水分を多く含んでいることから、実際には、生ごみ類が可燃ごみの 3~4 割程度を占めていると考えられます。

そこで、構成市町村では、家庭での生ごみの堆肥化を推進するため、生ごみ処理容器の貸与、生ごみ処理機購入の際の補助、堆肥化講習会などを行っていますが、そのほかにも施策を構成市町村とともに検討し、実施できるように努めます。

② 構成市町村との協働によるごみ減量化の促進（継続）

構成市町村と協働で施策を展開し、ごみの減量化を図ります。

③ 環境学習（施設見学）の場の構築（継続）

小学生の社会科見学、本圏域の住民を対象とした熱回収施設・リサイクル施設の見学会等を行うことで、ごみ減量化に対する理解を深めていきます。

また、高尾清掃センター内に排出されたごみからの修理・再生展示施設を併設し、資料等の展示及び施設見学者・団体等の受入などによる 3R の普及啓発を行います。

④ 学校教育に対する支援、協力（継続）

学校教育の中で既に実施されている、ごみの減量化や環境対策に関する様々な取り組みに対して支援や協力をしていきます。

⑤ 広報・啓発活動（継続）

ごみ処理業務についての情報を、ホームページ等により定期的に発信することで、住民のごみに関する理解を深めていきます。



適正処理・処分の推進

① 熱回収（継続）

溶融処理により発生する熱エネルギーで発電を行います（サーマルリサイクル）。

② 最終処分場再生（継続）

令和 4 年度まで、埋め立てられているごみを掘り起こし、最終処分場の再生事業に取り組んできました。また、熱回収施設で発生した溶融スラグを土木資材等として有効利用を図ることで、本組合及び構成市町村の貴重な財産である最終処分場の延命、再生により循環型社会の構築を図ります。



生活環境・自然環境の確保

① 持込みごみの受入（継続）

平成 28 年 4 月より開始している持込みごみの受入れにより、ごみの排出量が増加しないように、今後も経過観察を行います。

② ごみ焼却に伴う環境負荷の低減（継続）

環境に配慮した処理を進めるため、構成市町村と協働で、環境基準に基づく有害物質の管理及びダイオキシン類による環境への負荷を低減し、これらの有害物質の発生抑制などの対策を講じていきます。

③ 清掃工場の適正管理（継続）

ごみ処理施設の適正管理については、「廃棄物処理法」第 8 条に基づく維持管理計画による機器の整備やメンテナンスを定期的に行うことにより、安定したごみ処理を行います。

④ 最終処分場の適正管理（継続）

最終処分場の適正管理については、「廃棄物処理法」第 8 条に基づく維持管理計画により適正管理します。



減量化・資源化のための役割分担

「環境負荷の少ない資源循環型社会システムの構築」を実現するためには、住民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが大切です。そこで、本組合では、構成市町村と協働で施策を展開し、役割分担を明確にした上でごみの減量化を図っていきます。

生活排水処理基本計画

◆ 基本方針



生活排水に係る理念、目標

構成市町村では、多摩川上流域や秋川などの清流を有しており、豊かな自然環境の保全を進めていくためには、公共用水域の水質保全を図ることが必要です。水質を保全するためには、生活排水処理の役割が重要となっています。

そこで、本組合では、構成市町村が行っている公共下水道や合併処理浄化槽の計画的な整備の推進に協力しながら、構成市町村から排出される生活排水を適正に処理し、公共用水域の汚濁による環境負荷の軽減を目指します。

生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水処理は、公共下水道の整備による処理を基本としています。ただし、財政的に多大な負担がかかることや地理的条件などから、構成市町村ではこれまでどおり、公共下水道で処理する区域と合併処理浄化槽で処理する区域に分けて整備を進めます。

また、構成市町村から排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、本組合の汚泥再生処理センターで引き続き処理を行います。

なお、日の出町については、下水道普及率が 99.96%となっているため、今後公共下水道への接続を促進し、下水道処理率 100%を目指します。

◆ 生活排水処理の目標

本計画の目標を表 6 に示します。

表 6 生活排水処理の目標

	現況 令和 3 年度	中間目標年度 令和 7 年度	目標年度 令和 14 年度
生活排水処理率	96.3%	97.5%以上	98.6%以上

◆ 生活排水処理の現状

処理形態別人口の現状

本圏域の処理形態別人口の実績を図5に示します。

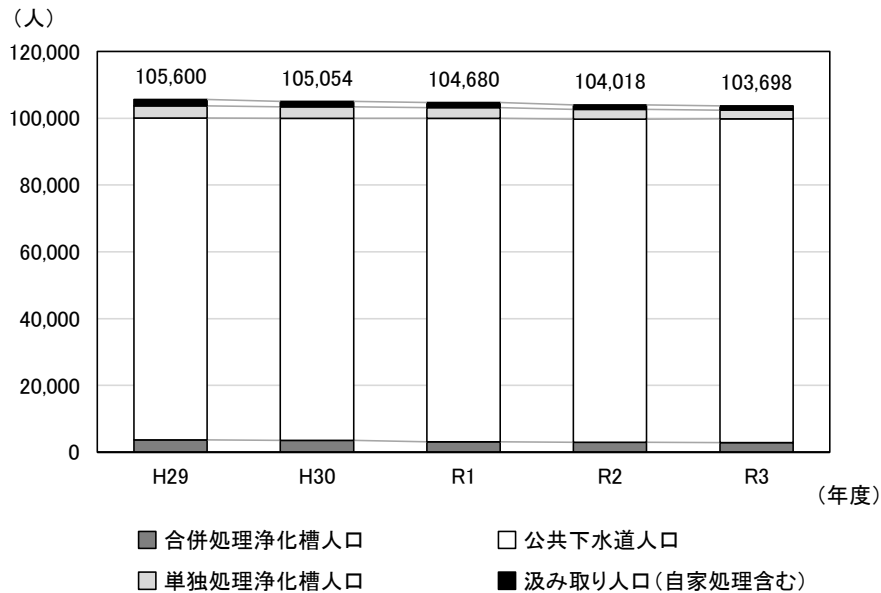


図5 本圏域の処理形態別人口の実績

し尿・浄化槽汚泥排出量の状況

本圏域のし尿・浄化槽汚泥排出量の実績を図6に示します。

収集・運搬されたし尿・浄化槽汚泥は汚泥再生処理センターで中間処理し、含水率70%以下に脱水して助燃剤化し、高尾清掃センターの熱回収施設で有効利用しています。

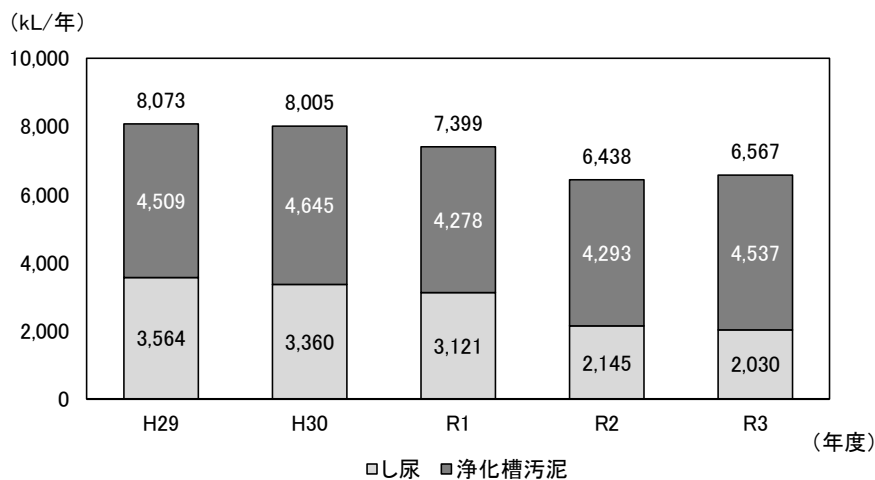


図6 本圏域のし尿・浄化槽汚泥排出量の実績

◆ 基本フレームの設定

生活排水処理形態別人口の見込み

生活排水処理形態別人口の予測結果を図7に示します。

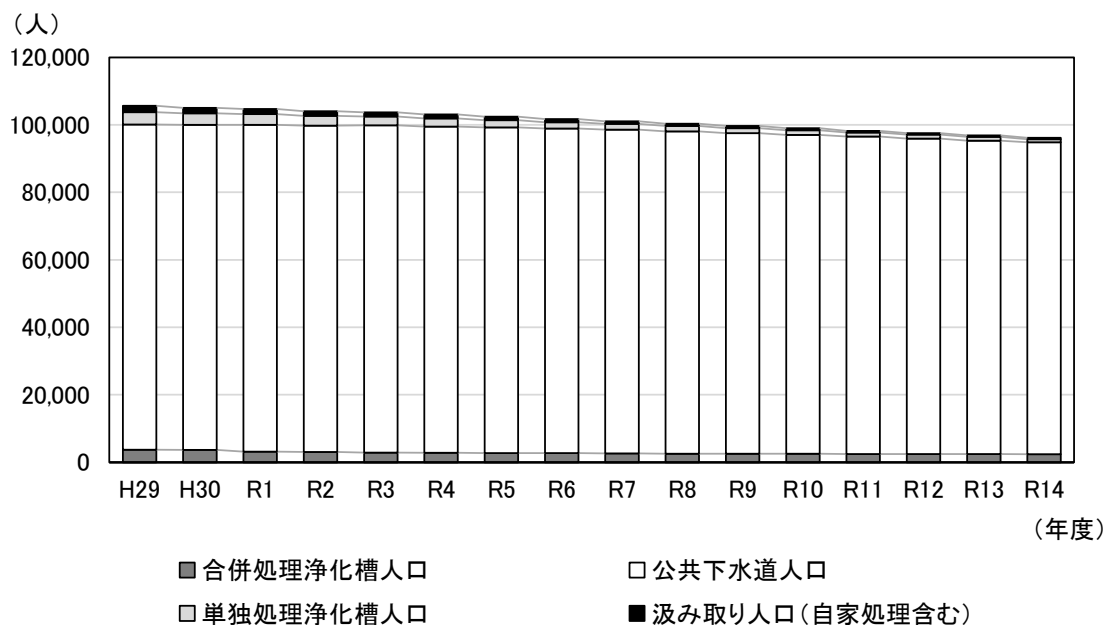


図7 生活排水処理形態別人口の予測結果

し尿及び浄化槽汚泥排出量の見込み

収集・運搬量の将来推移を表7に示します。

なお、し尿及び浄化槽汚泥の将来排出量は、各処理形態別人口の予測結果にし尿及び浄化槽汚泥原単位を乗じて算定しています。

表7 収集・運搬量の将来推移

区 分		実績		
		R3	R7	R14
収集人口	し尿 (人)	1,201	746	380
	浄化槽汚泥 (人)	5,504	4,315	3,372
	単独処理浄化槽 (人)	2,613	1,727	988
	合併処理浄化槽 (人)	2,891	2,588	2,384
	計 (人)	6,705	5,061	3,752
収集量	し尿 (kL/年)	2,030	1,469	778
	浄化槽汚泥 (kL/年)	4,537	3,141	2,555
	単独処理浄化槽 (kL/年)	1,493	894	508
	合併処理浄化槽 (kL/年)	3,044	2,247	2,047
	計 (kL/年)	6,567	4,610	3,333
原単位	し尿 (L/人日)	4.63	5.39	5.61
	浄化槽汚泥 (L/人日)	2.26	1.99	2.08
	単独処理浄化槽 (L/人日)	1.57	1.42	1.41
	合併処理浄化槽 (L/人日)	2.88	2.38	2.35

◆ 生活排水処理基本計画

生活排水処理基本計画

○ 収集・運搬計画

収集運搬の範囲は現行どおり、構成市町村の行政区域全域とします。

また、し尿の収集・運搬は委託業者が行っており、浄化槽汚泥の収集・運搬は許可業者が行っています。今後も安定的かつ効率的な収集ができるよう現行体制を維持します。

○ 中間処理計画

現在、し尿・浄化槽汚泥は本組合の汚泥再生処理センターで処理し、処理水は秋川に放流しています。今後も安定した処理ができるよう現行体制を維持します。

○ 資源化・有効利用計画

し尿・浄化槽汚泥を中間処理した後の脱水汚泥は、奥多摩町特定環境保全公共下水道終末処理場（奥多摩町小河内浄化センター）から排出される濃縮汚泥とあわせて処理し、含水率70%以下に脱水して助燃剤化し、高尾清掃センターの熱回収施設で有効利用します。

生活排水処理区域計画

構成市町村では、公共下水道事業、合併処理浄化槽設置補助事業を実施しています。

また、あきる野市では、現在、下水道部局により、公共下水道の未整備区域については、処理方式及び処理区域の検討が行われています。

その他検討すべき事項

○ 生活排水の汚濁負荷削減のための方策

構成市町村では、非水洗化区域において、公共用水域の水質汚濁の主な原因となる調理くずや廃食用油を排水溝等に流さないように、住民への広報・啓発を行っています。本組合では引き続き構成市町村の広報・啓発活動に積極的に協力し、適切な生活排水処理の実現を目指します。

○ 合併処理浄化槽の普及促進

単独処理浄化槽等の処理世帯では、未処理の生活雑排水が公共用水域へ排出されていることから、構成市町村では、公共下水道の整備区域外の住宅で、単独処理浄化槽等を設置している世帯に対し、合併処理浄化槽への転換を啓発しています。本組合では引き続き構成市町村の合併処理浄化槽の普及促進に協力します。

○ 住民に対する広報・啓発

住民に対し、生活排水処理対策の必要性について、引き続き、広報・啓発を行います。

また、公共用水域の水質汚濁の主な原因となる調理くずや廃食用油を流さないように啓発し、単独処理浄化槽等の処理世帯については、合併処理浄化槽の普及促進を図ります。

なお、浄化槽は適切な維持管理を行わなければ、処理能力が低下し、十分に処理されていない排水が公共用水域に排出され、水質汚濁の原因となります。浄化槽の維持管理は浄化槽管理者の責任の元で行うことが浄化槽法等で義務づけられていることから、本組合では引き続き構成市町村と連携し、広報等によりその必要性を啓発します。